工事費内訳書の提出について

令和6年6月14日に公布された建設業法等の一部を改正する法律（令和6年法律第49号）により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入札契約適正化法」という。）が改正され、建設業者は公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳に、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適切な施工を確保するために必要な経費を記載した書類を提出するものとされ（入札契約適正化法第12条）、この規定は令和7年12月12日から施行することとされました。

１　これまでの工事費内訳書の内容に加えて記載すべき事項

・材料費

・労務費

・法定福利費の事業主負担額

・安全衛生経費

・建設業退職金共済契約に係る掛金

２　適用日

令和7年12月12日以降に指名・公告を行う案件

３　その他

大竹市指定の内訳書様式を使用してください。

また、各費用の算出等に当たっては、「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン（令和7年12月　国土交通省　不動産・建設経済局）」を参考にしてください。